

令和7年松茂町議会第2回定例会会議録

第1日目（6月4日）

○出席議員

- 3番 金 森 恵美子
- 4番 川 端 順
- 5番 尾 野 浩 士
- 6番 鎌 田 寛 司
- 7番 村 田 茂
- 8番 川 田 修
- 9番 板 東 絹 代
- 10番 立 井 武 雄
- 11番 米 田 利 彦
- 12番 佐 藤 道 昭

○欠席議員

な し

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	吉田直人
副町長	富士雅章
教育長	丹羽敦子
総務部長	松下師一
民生部長	山下真穂
教育次長	谷本富美代
税務課長	藤田弘美
会計管理者	佐藤友美
チャレンジ課長	袴田智香
危機管理課長	山口高史
環境センター所長	飯田雅章
産業環境課長	河野歩美
建設課長	永井義猛
上下水道課長	田村佳裕
福祉課長	宮本早苗
長寿社会課長	河野聖子
住民課長	松下理恵
社会教育課長	近藤拓司
保健相談センター所長	三木幸枝
総務課長代理	川田浩二
学校教育課長代理	東條倫也

○職務のため議場に参加した職員の職・氏名

議会事務局長	多田雄一
議会事務局係長	小松美佐

## 令和7年松茂町議会第2回定例会会議録

令和7年6月4日（第1日目）

### ○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第1号 令和6年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第4 報告第2号 令和6年度松茂町水道特別会計継続費繰越計算について
- 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
  - 専決第1号 松茂町税条例の一部を改正する条例
  - 専決第2号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
  - 専決第3号 令和6年度松茂町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第6 議案第32号 動産の買入れについて（軽トイレカー）
- 日程第7 議案第33号 動産の買入れについて（松茂町立小中学校児童生徒用タブレット端末）
- 日程第8 議案第34号 広島ポンプ場耐震・耐津波対策工事委託に関する協定の締結について
- 日程第9 議案第35号 徳島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第10 議案第36号 松茂町各種委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第37号 松茂町議会議員及び松茂町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第38号 松茂町重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第39号 令和7年度松茂町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第40号 令和7年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第41号 令和7年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 発議第5号 議員派遣の件
- 日程第17 請願第1号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める請願

日程第18 請願第 2号 「徳島県平和の日」の条例制定を求める意見書の提出を求め  
る請願

令和7年松茂町議会第2回定例会会議録

第1日目（6月4日）

---

---

午前10時00分開会

○議会事務局長【多田雄一君】　ただいまから、令和7年松茂町議会第2回定例会の開会をお願いいたします。

まず初めに、佐藤議長からご挨拶がございます。

○議長【佐藤道昭君】　皆さん、おはようございます。令和7年第2回定例会開会の通知を差し上げたところ、議員の皆さん、また、理事者、職員の皆さんにはご多用の中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

今日は6月4日ということで、あと約4週間弱で1年の半分が終わろうとしております。令和になってからコロナパンデミック、その後はロシアのウクライナ侵攻、また、アメリカの大統領がいきなりトランプ関税なるものを発動し、国内経済にもいろいろな影響を及ぼしております。当然ながら町民の方もそういう苦しい中で生活しておるわけでございまして、また、それに追い打ちをかけるように令和の米騒動ということで、いよいよ生活が逼迫しているような環境になっております。そんなときこそ、行政、政治、議会や町役場の方が住民に寄り添っていくようなことを考えていって、町民の皆さんの安心安全、また、豊かな暮らしにちょっとでも協力できるような議会、また、町にしたいと思っておりますので、皆様よろしくをお願いいたします。

これで挨拶を終わります。

---

○議長【佐藤道昭君】　ただいまの出席議員は10名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、令和7年松茂町議会第2回定例会は成立いたしました。

ただいまから令和7年松茂町議会第2回定例会を開会いたします。

---

○議長【佐藤道昭君】　吉田町長から招集の挨拶があります。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　皆さん、おはようございます。

今年の梅雨も間近ということになってまいりました。じめじめした時期になってまいります。議員各位にはお体に十分ご留意をいただきまして、議会に臨んでいただきたいと考

えております。

本日は、令和7年松茂町議会第2回定例会の招集をお願いいたしましたところ、公私とも大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の定例会に上程をいたしております案件につきましては、報告2件、専決3件、議案10件の合計15案件となっております。慎重審議をお願いいたしまして、全案件が可決決定賜りますようお願いしまして、招集の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願ひします。

---

○議長【佐藤道昭君】　これから、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。監査委員から、毎月実施した月例出納検査の結果、各会計とも収支適正であると認められますと、議長宛てに報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」についてを行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、3番金森恵美子議員及び4番川端順議員を指名いたします。

---

○議長【佐藤道昭君】　日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、6月4日から6月17日までの14日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【佐藤道昭君】　異議なしと認めます。

よって、会期は6月4日から6月17日までの14日間に決定いたしました。

---

○議長【佐藤道昭君】　続きまして、日程第3、報告第1号「令和6年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について」を議題といたします。

吉田町長より発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、令和7年第2回定例会に上程をいたしております議案の提案理由を申し上げます。

報告第1号、令和6年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものであります。令和6年度事業のうち事業の執行状況により、低所得世帯支援給付金事業のほか3事業について、令和7年度に繰り越して事業を実施いたします。

なお、繰り越しをいたします事業費の総額は7,246万4,889円でございます。この後、担当から詳細説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

担当職員の詳細説明を求めます。

河野長寿社会課長。

○長寿社会課長【河野聖子君】 それでは、私から報告第1号、繰越明許費繰越計算についてご報告をさせていただきます。

議案書の3ページをご覧ください。

報告第1号、令和6年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和6年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について、別紙のとおり報告するというものでございます。

続きまして、議案書の4ページの表をご覧ください。

令和6年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。款10、民生費で1件、款20、農林水産業費で1件、款30、土木費で2件の計4件を繰り越いたしました。

それでは、長寿社会課所管事業の繰越額を説明させていただきます。

款10、民生費、項1、社会福祉費、事業名、低所得世帯支援給付金事業におきまして1,410万円を令和7年度に繰り越いたしました。繰り越しをした財源の内訳は、国庫支出金が1,353万3千円、一般財源が56万7千円でございます。この事業は、国民の安心安全と持続的な成長に向けた総合経済対策において示された重点支援地方交付金を受け実施するもので、令和6年度の住民税非課税世帯を対象に一世帯につき3万円の給付金を、また、同世帯のうち18歳未満の子のいる世帯には子ども一人につき2万円を加算し支給する事業でございます。本給付金の申請期限を6月2日までとしていることから、4月1日以降の申請に対する事業費につきまして、去る第1回定例会におきまして繰越明許のお願いをしたところでございます。

また、事項別明細書の歳入は次の5ページに、歳出は6ページに添付しております。この後、各担当課長から引き続き説明をいたしますので、併せてご参照ください。

以上、長寿社会課所管分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 河野産業環境課長。

○産業環境課長【河野歩美君】 それでは、私から報告第1号のうち産業環境課で所管いたします繰越明許費につきまして、ご報告させていただきます。

引き続き、議案書の4ページをご覧ください。

繰越計算書の2段目、款20、農林水産業費、項5、水産業費、事業名、県営漁港関係事業におきまして787万589円を令和7年度に繰り越いたしました。繰り越しをした財源の内訳は全て一般財源でございます。この事業は長原漁港岸壁の砂流出防止のための補修工事で、耐震機能を含めた改良工事として、令和2年度から約5カ年の計画で県が実施しているものですが、令和6年度事業において、地元漁業関係者との工期日程の調整を行いながら施工しておりました結果、年度内の工事が困難となったことに伴いまして、松茂町から県に支払う負担金につきましても、令和7年度へ繰り越しをしたものでございます。

以上、産業環境課所管分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 永井建設課長。

○建設課長【永井義猛君】 それでは、私から報告第1号のうち建設課で所管いたします繰越明許費につきまして、ご報告させていただきます。

引き続き、議案書の4ページをご覧ください。

繰越計算書の最下段、款30、土木費、項15、都市計画費、都市計画基礎調査分析事業におきまして49万4,300円を令和7年度に繰り越いたしました。繰り越しをした財源の内訳は全て一般財源でございます。この事業は、おおむね5年ごとに都市計画に関する現況や将来の見通しについて調査分析を行うもので、徳島県が実施しております。実施に当たりデータ収集や分析業務を追加したことから年度内の完了が困難となり、松茂町が県に支払う負担金につきましても、令和7年度へ繰り越ししたものでございます。

続きまして、その下、広島ポンプ場耐震・耐津波対策事業におきまして5千万円を令和7年度に繰り越いたしました。繰り越しした財源の内訳は、国庫支出金1,940万円、一般財源3,060万円でございます。この事業は、広島ポンプ場の耐震補強工事や耐津波対策工事を行うもので、令和6年度は流入渠や沈砂池の耐震補強工事を施工するも

のでございます。工事委託した日本下水道事業団により、松茂町に代わって工事発注を進めておりましたが、入札不調があり請負業者の決定が遅れたことから年度内の完了が困難となり、令和7年度へ繰り越したものでございます。なお、本工事は来週末には現場作業を終える予定でございます。

以上、建設課所管分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】　これで報告第1号は終わりました。

---

○議長【佐藤道昭君】　続きまして、日程第4、報告第2号「令和6年度松茂町水道特別会計継続費繰越計算について」を議題といたします。

吉田町長より発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　それでは、引き続きまして、提案理由を申し上げます。

報告第2号、令和6年度松茂町水道特別会計継続費繰越計算につきましては、導・配水管布設替工事を令和6年度、令和7年度の2カ年の継続費でお願いをしております。このたび令和6年度から令和7年度への通次繰越額が確定いたしましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により議会に報告をするものでございます。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】　担当職員の詳細説明を求めます。

田村上下水道課長。

○上下水道課長【田村佳裕君】　それでは、上下水道課所管、令和6年度松茂町水道特別会計継続費繰越計算についてを説明させていただきます。

議案書の7ページをお願いいたします。

報告第2号、令和6年度松茂町水道特別会計継続費繰越計算について、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、令和6年度松茂町水道特別会計継続費繰越計算について、別紙のとおり報告する。

9ページをお願いします。

継続費繰越計算書でございます。導・配水管布設替工事で、令和6年度と7年度の2カ年の継続工事をお願いしております。総額は5億3,168万2千円、令和6年度の予算額は3億1,476万円、そのうち、支払い義務が生じた2億1,050万円を差し引いた残額1億426万円を令和7年度へ繰り越しをするものです。繰り越しに係る財源は全額

損益勘定留保資金でございます。

本工事は徳島飛行場周辺水道整備助成事業として、防衛省からの補助金を活用し、取水場から浄水場までの導水管と浄水場で浄水した水を配る配水管の布設を令和6年度及び令和7年度の継続事業で行うものでございます。県道松茂吉野線広島西地区において、導水道管及び配水管ともに口径400mmのダクタイル鋳鉄管布設工事でございますが、その1工事につきましては、夜間施工から昼間施工に変更し、現在県道に沿って導・配水管の布設は完了し、既設管との接続等の附帯工事を県道部分において施工しております。その2工事においても県道部分の布設は完了し、県道南側の町道において施工しております。

工事に関しましては、皆様にご不便をおかけしておりますが、何とぞご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上、報告とさせていただきます。

○議長【佐藤道昭君】　これで報告第2号は終わりました。

---

○議長【佐藤道昭君】　続きまして、日程第5、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」から、日程第15、議案第41号「令和7年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）」までの承認1件と議案10件を一括して議題といたします。

吉田町長より発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　それでは、引き続きまして提案理由を申し上げます。

承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

まず、専決第1号、松茂町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が令和7年3月31日に公布されたことに伴い専決処分を行ったものです。

主な改正の内容は、個人住民税について、給与所得控除の見直し、扶養親族等に係る所得要件の引上げ等を行うものです。

次に、専決第2号、松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い専決処分を行ったものです。改正の内容は、国民健

康保険税課税限度額の引上げ及び軽減判定所得の見直しを行うものです。

次に、専決第3号、令和6年度松茂町一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,814万1千円を追加し、補正後の予算の総額を73億2,400万8千円とするものであります。この補正予算は、令和6年度における各種事務事業に係る不用額を減額補正するとともに、歳入増額分と歳出不用額等を合わせて、公共施設更新等準備基金に5,002万1千円、財政調整基金に1億3,499万2千円をそれぞれ積み立てたものであります。

次に、議案第32号、動産の買入れ（軽トイレカー）につきましては、災害対策として本町が大規模災害に被災した場合、直後から発生するトイレ問題に対応するため、軽トイレカー2台を1,399万9,600円で喜多機械産業株式会社から買入れいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第33号、動産の買入れ（松茂町立小中学校児童生徒用タブレット端末）につきましては、GIGAスクール構想第2期を見据えた小中学校児童生徒用タブレット端末更新のため、徳島県において共同調達を実施した結果、4,905万9,439円で、テルウェル西日本株式会社四国支店徳島営業支店から買入れいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第34号、広島ポンプ場耐震・耐津波対策工事委託に関する協定の締結につきましては、1億1,200万円で日本下水道事業団と契約いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第35号、徳島県市町村総合事務組合規約の変更につきましては、令和7年度から松茂町ほか二町競艇事業組合の名称が、松茂町ほか二町ボートレース事業組合と変更されたことに伴い、徳島県市町村総合事務組合規約の変更を行うものでございます。

次に、議案第36号、松茂町各種委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、選挙執行に従事する立会人等の報酬額を変更したほか、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第37号、松茂町議会議員及び松茂町長の選挙における選挙運動の公費負担

に関する条例の一部を改正する条例につきましては、公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙運動用ポスター及びビラの作成の公費負担額を引き上げるものであります。

次に、議案第38号、松茂町重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、ひとり親家庭への医療費の助成について、現在、子どもの入院及び通院、並びに保護者の入院を対象としているものを、徳島県が令和7年10月診療分から、保護者の通院も対象とするため所要の改正を行うものであります。

次に、議案第39号、令和7年度松茂町一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,026万7千円を追加し、補正後の予算の総額を75億2,726万7千円とするものであります。この補正予算の主なものといたしましては、歳入におきまして、学校給食費の保護者負担半額化事業として、給食費保護者負担3,209万3千円を減額し、減額した財源を物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で賄うための組替えを実施するとともに、喜来小学校の空調改修事業のための地方債1,250万円増額する等いたします。

歳出といたしましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、省エネ家電普及促進事業補助金を500万円増額する等いたします。

次に、議案第40号、令和7年度松茂町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、4月以降の人事異動による人件費337万7千円を増額し、その財源として、事務費繰入金と同額補正するものであります。

次に、議案第41号、令和7年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）につきましては、令和6年度及び令和7年度の継続費でお願いしております、導・配水管布設替工事におきまして、事業費の変更を要する見込みとなりましたので、予算書で定める継続費の総額と年度割額を変更するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております承認1件と議案10件のうち、議案第32号、議案第33号、議案第34号の議案3件につきましては、去る5月30日開催の議会運営委員会において、6月6日再開予定の本会議にて詳細説明を受けた後、ご審議いただくことに決定いたしました。これにより、承認1件、議案7件につきましては、6月6日再開予定の本会議において総括的な質疑を受けた後、各常任委員会に付託いたしたいと思っております。

ますので、よろしくお願いいたします。

---

○議長【佐藤道昭君】　　続きまして、日程第16、発議第5号「議員派遣の件」を議題といたします。

この発議は、板東議会運営委員会委員長ほか5名の賛成者からご決定をいただき、このように提出されております。

議員の派遣については、会議規則第122条の規定により議会の議決を求めるもので、令和7年6月から令和8年5月までの議員の派遣を議員派遣一覧表のとおり行い、緊急を要する場合は議長に委任するものです。

お諮りいたします。

板東議会運営委員長から提出されました議員派遣の件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【佐藤道昭君】　　異議なしと認めます。よって、発議第5号「議員派遣の件」は原案のとおり可決されました。

---

○議長【佐藤道昭君】　　続きまして、日程第17、請願第1号「選択的夫婦別姓制度の導入を求める請願」を議題といたします。

紹介議員の板東絹代議員から発言を求められておりますので、これを許可します。

板東議員。

○9番【板東絹代君】　　それでは、議長の許可がありましたので、請願の方をお願いしたいと思います。請願書の朗読により説明に代えさせていただきます。

受付、令和7年5月14日、紹介議員、私、板東絹代でございます。

請願第1号、請願者名は徳島県徳島市住吉1丁目9-34、株式会社袖りっ子気付、徳島県女性協議会会長、坪内奈津子でございます。

件名は、「選択的夫婦別姓制度の導入を求める請願」でございます。

請願の趣旨及び理由。

同姓婚は、家意識と家父長制があり、女性に対して強制的改姓は、ジェンダーギャップ指数2024年度世界146カ国中の第118位の日本は、先進国最下位の男女平等後進国でしょう。

選択的夫婦別姓制度導入に反対理由である「家族の絆」については、2022年内閣府調査で、家族の一体感と絆に影響がないは6割以上あり、29歳迄の7割以上が影響ない、名字・姓の違いは配偶者の父母との関係も影響がないは8割以上あり、選択的夫婦別姓制度の導入を求めています。

そして、積極的に結婚したいと思わない理由には、名字が変わるのが嫌とした30歳までの独身女性は4分の1、姓の名義変更に負担があり日常生活上の不便・不利益があるのも8割以上で、同姓婚に否定的で少子化の一要因であり、日本の出生率は世界227カ国中212位と低く、民法750条、夫婦同姓婚の規定を廃止して、早期の選択的別姓導入が求められています。

改姓することは、仕事上の実績が引き継がれない・婚姻前のキャリアが否定されて尊厳を保持できないこと、改姓に伴う各種手続きは精神的苦痛が完全に除去できなくて限界があること、通称使用は旧姓併記、旧姓使用で根拠がなく姓の二重管理の不便があります。

徳島県女性協議会は、男女平等社会実現の更なる向上に選択的夫婦別姓を求めています。

つきましては、貴議会として、地方自治法99条の規定により、「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」を決議し、国への意見書を提出していただきますようお願いいたします。

請願の項目。

「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」を国に提出してくださいというものでございます。

議員各位のご賛同をいただきまして、この請願が通りますよう、よろしくお願い申し上げます、私の説明といたします。

○議長【佐藤道昭君】 提案理由の説明は終わりました。

ただいまの請願第1号については委員会付託を行わず、6月17日再開予定の本会議で審議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。よって、請願第1号については委員会付託を行わず、6月17日再開予定の本会議で審議することと決定いたしました。

---

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、日程第18、請願第2号「徳島県平和の日」の条例制定を求める意見書の提出を求める請願」を議題といたします。

紹介議員の村田茂議員から発言を求められておりますので、これを許可します。

村田議員。

○7番【村田 茂君】 それでは、議長の許可がありましたので、請願の方をお願いしたいと思います。

請願書の朗読により説明に代えさせていただきます。

受付、令和7年5月21日、紹介議員、私、村田茂でございます。

請願第2号、請願者名は、徳島市津田西町2丁目3番29号、とくしまピースネット80。共同代表、久積育郎、共同代表、高開千代子でございます。

件名は、「徳島県平和の日」の条例制定を求める意見書の提出を求める請願」でございます。

請願の趣旨及び理由。

1945（昭和20）年7月4日、徳島市は焦土と化しました。グアム島を飛び立った129機のB29爆撃機は、午前1時24分から同3時19分までの約2時間で、広島に投下された原爆のエネルギーの12分の1に匹敵する火力で、無差別爆撃を行いました。この空襲によって、市街住宅区の74%が廃墟となり、全人口の6割にあたる約7万人が被災し、死者約1千人、負傷者約2千人とされる甚大な被害がもたらされました。徳島県内ではこのほかにも、少なくとも35カ所、死者309人、負傷者301人以上の空襲被害が出ています。

私たちは、先の大戦で、戦争の悲惨さ、恐ろしさ、そして何よりも人間が殺しあう愚かさについて、身をもって体験しました。戦争の悲惨な体験が、世界の恒久平和を希求し、戦争を放棄した日本国憲法をつくりあげ、戦後日本の奇跡的な繁栄を築いてきました。

私たちは、大空襲をはじめとする戦争の悲惨な実相や体験を風化させることなく語り継ぐことで、再び誰もが戦争の惨禍に巻き込まれないよう、過ちが再び繰り返されることのないよう、次の世代へと引き継いでいかなければなりません。そのことが、平和の尊さと平和憲法の大切さ、さらに戦争に向かう動きを決して許さない意識につながると考えます。

2025年は、徳島大空襲から80年、そして終戦から80年という節目の年を迎えます。平和憲法の理念を暮らしに活かすために、徳島県の「非核の県」宣言に基づき、徳島大空襲の日である7月4日を「徳島県平和の日」として節目の年である2025年を目途に条例を制定するとともに、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有する自治体として、結果として住民生活を脅かすことにつながるあらゆる行為に対し、慎重かつ県民の

基本的人権を優先した対応を図ることが求められます。

つきましては、貴議会として、地方自治法第99条の規定により、『徳島県平和の日』の条例制定を求める意見書を決議し、徳島県知事に提出していただけますよう、お願い申し上げます。

請願の項目。

「徳島県平和の日」の条例制定を求める意見書を徳島県知事へ提出していただきたいというものでございます。

議員各位のご賛同をいただきまして、この請願が通りますよう、よろしくお願い申し上げます、私の説明といたします。よろしくお願いをいたします。

○議長【佐藤道昭君】 提案理由の説明は終わりました。

ただいまの請願第2号については委員会付託を行わず、6月17日再開予定の本会議で審議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。よって、請願第2号については委員会付託を行わず、6月17日再開予定の本会議で審議することに決定いたしました。

---

○議長【佐藤道昭君】 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日6月5日の1日は、議案調査のため休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。よって、6月5日の1日は休会と決定いたしました。

次回は、6月6日午前10時から再開いたします。

本日はこれで散会といたします。どうもありがとうございました。

午前10時43分散会